



鳥取県公報

平成 25 年 12 月 20 日(金)
号外第 1 2 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県税条例の一部を改正する条例 (64) (税務課) 5
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (65) (人事企画課) 9
	職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例 (66) (〃) 48
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (67) (会計指導課) 51
	鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (68) (経営企画課) 54

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県税条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 課税業務の効率化及び税務職員の専門性向上を図るため、県税事務の一部を特定の県税事務所に集約する。
- (2) 子どもを産み育てやすい居住形態であると考えられる3世代以上が同居する住宅を取得したときの不動産取得税に係る本県独自の軽減制度について、恒久的措置とする。

2 条例の概要

- (1) 各県税事務所で賦課徴収していた次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金について、それぞれ同表の右欄に掲げる県税事務所において賦課徴収する。

税目	県税事務所
法人の県民税（法人の事業税の外形標準課税法人及び収入割額課税法人のうち主たる事務所又は事業所を県内に有するものに限る。）	東部県税事務所
利子等に係る県民税	東部県税事務所
法人の事業税（外形標準課税法人及び収入割額課税法人のうち主たる事務所又は事業所を県内に設けて事業を行うものに限る。）	東部県税事務所
県たばこ税	東部県税事務所
ゴルフ場利用税	西部県税事務所
軽油引取税	西部県税事務所
鉱区税	中部県税事務所
産業廃棄物処分場税	中部県税事務所

※ 免税軽油に関する事務は、従来どおり免税軽油使用者の事務所又は事業所を所管する県税事務所において行う。

- (2) 直系3世代以上の親族が居住する床面積240平方メートルを超える住宅（以下「3世代住宅」という。）及び3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税を減免する制度並びに3世代住宅用の土地の取得に対する不動産取得税の徴収を猶予する制度の終期を廃止する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
- ア 施行期日は、公布日とする(2)に関する事項を除き、平成26年4月1日とする。
- イ 鳥取県税条例の一部を改正する条例について、所要の規定の整備を行う。

◇職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、及び大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴い、給料表の改定等の所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

- ア 全給料表について、国の俸給表に準じた給料表に改める。
- イ 55歳を超える職員（行政職給料表5級及びこれに相当する職務の級以下の職員、医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び再任用職員を除く。）に対する給料、地域手当等の支給に当たっては、その月額額の1.5パーセントに相当する額を減ずる。
- ウ 災害派遣手当の支給対象に、復興計画の作成等のため本県の区域に派遣された関係行政機関等の職員を加える。

(2) 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

任期付研究員及び任期付職員の給料表について、国の俸給表に準じた給料表に改める。

- (3) 職員の育児休業等に関する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の修学部分休業に関する条例の一部改正
- (1)イに伴う所要の規定の整備を行う。
- (4) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正
- (1)アに伴う所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
- ア 施行期日は、公布日とする(1)ウに関する事項を除き、平成26年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV法」という。）の一部が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者が同法の適用対象に加えられたことに伴い、特殊勤務手当の支給の対象業務を拡大する等の所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

ア 困難折衝等業務手当の支給対象業務に、生活の本拠を共にする交際相手から暴力を受けた者からの相談等の業務を加える。

イ DV法の題名を引用する規定について、所要の規定の整理を行う。

(2) 鳥取県男女共同参画推進条例の一部改正

DV法の題名を引用する規定について、所要の規定の整理を行う。

(3) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

ア 県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者に、生活の本拠を共にする交際相手から暴力を受けた者を加える。

イ DV法の題名を引用する規定について、所要の規定の整理を行う。

(4) 施行期日は、平成26年1月3日とする。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

受益と負担の公平の確保を図るため、及び旅券法の一部が改正され旅券の記載事項を訂正する制度が廃止されることに伴い、介護支援専門員の研修の実施等に係る手数料の額を改め、一般旅券の記載事項の訂正に係る手数料を廃止する等の所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分	単位	金額
医薬品等の製造販売業の許可証の書換え交付	1件につき	2,000円
医薬品等の製造販売業の許可証の再交付	1件につき	2,900円
医療機器の修理業の許可証の書換え交付	1件につき	2,000円
医療機器の修理業の許可証の再交付	1件につき	2,900円

(2) 次のとおり手数料の額を引き上げる。

事務の区分	単位	改正前	改正後
ア 介護支援専門員実務研修（再研修を含む。）の実施	1件につき	12,800円	14,800円
イ 介護支援専門員（実務未経験者）に対する更新研修の実施	1件につき	12,800円	14,800円

ウ 酒類における有機等の表示基準を満たしている旨の証明	1件につき	24,000円	26,000円
エ 酒類における有機等の表示基準を満たしている旨の証明に係る再調査	1件につき	14,000円	16,000円

- (3) 一般旅券の記載事項の訂正に係る手数料を廃止する。
- (4) 介護員の養成に関する研修の修了証明書を交付したことを証する書類の交付を当該修了証明書の再交付に改める等の所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、旅券法の一部を改正する法律の施行日とする(3)に関する事項を除き、平成26年4月1日とする。

◇鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

米子崎津地区における埋立事業を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 埋立事業を行う区域から次の区域を削る。

区域の名称	埋立造成面積
米子崎津地区	25ヘクタール

- (2) 施行期日は、規則で定める日とする。

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第64号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(課税地)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地において賦課徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">税目</th> <th style="width: 80%;">課税地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人の県民税</td> <td>県内に所在する事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）のうち<u>主たるものの所在地（主たる事務所又は事業所が県内に所在する特定法人（第54条第1項の表の(1)の項イに掲げる法人以外の法人をいう。以下この表において同じ。）にあつては、東部県税事務所の所在地</u></td> </tr> <tr> <td>利子等（第20条第7号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税</td> <td><u>東部県税事務所の所在地</u></td> </tr> <tr> <td>特定配当等（第20条第8号に規定する特定配当等をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税</td> <td><u>東部県税事務所の所在地</u></td> </tr> <tr> <td>特定株式等譲渡所得</td> <td><u>東部県税事務所の所在地</u></td> </tr> </tbody> </table>	税目	課税地	略		法人の県民税	県内に所在する事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）のうち <u>主たるものの所在地（主たる事務所又は事業所が県内に所在する特定法人（第54条第1項の表の(1)の項イに掲げる法人以外の法人をいう。以下この表において同じ。）にあつては、東部県税事務所の所在地</u>	利子等（第20条第7号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税	<u>東部県税事務所の所在地</u>	特定配当等（第20条第8号に規定する特定配当等をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税	<u>東部県税事務所の所在地</u>	特定株式等譲渡所得	<u>東部県税事務所の所在地</u>	<p>(課税地)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を所管する県税事務所において賦課徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">税目</th> <th style="width: 80%;">課税地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人の県民税</td> <td><u>申告納付すべき日における主たる事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）の所在地</u></td> </tr> <tr> <td>利子等（第20条第7号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税</td> <td><u>利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等（第20条第14号に規定する営業所等をいう。）で県内に所在するものうち主たるものの所在地</u></td> </tr> <tr> <td>特定配当等（第20条第8号に規定する特定配当等をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税</td> <td><u>県庁の所在地</u></td> </tr> <tr> <td>特定株式等譲渡所得</td> <td><u>県庁の所在地</u></td> </tr> </tbody> </table>	税目	課税地	略		法人の県民税	<u>申告納付すべき日における主たる事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）の所在地</u>	利子等（第20条第7号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税	<u>利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等（第20条第14号に規定する営業所等をいう。）で県内に所在するものうち主たるものの所在地</u>	特定配当等（第20条第8号に規定する特定配当等をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税	<u>県庁の所在地</u>	特定株式等譲渡所得	<u>県庁の所在地</u>
税目	課税地																								
略																									
法人の県民税	県内に所在する事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）のうち <u>主たるものの所在地（主たる事務所又は事業所が県内に所在する特定法人（第54条第1項の表の(1)の項イに掲げる法人以外の法人をいう。以下この表において同じ。）にあつては、東部県税事務所の所在地</u>																								
利子等（第20条第7号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税	<u>東部県税事務所の所在地</u>																								
特定配当等（第20条第8号に規定する特定配当等をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税	<u>東部県税事務所の所在地</u>																								
特定株式等譲渡所得	<u>東部県税事務所の所在地</u>																								
税目	課税地																								
略																									
法人の県民税	<u>申告納付すべき日における主たる事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）の所在地</u>																								
利子等（第20条第7号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税	<u>利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等（第20条第14号に規定する営業所等をいう。）で県内に所在するものうち主たるものの所在地</u>																								
特定配当等（第20条第8号に規定する特定配当等をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税	<u>県庁の所在地</u>																								
特定株式等譲渡所得	<u>県庁の所在地</u>																								

金額（第20条第9号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税	
法人の事業税	県内に所在する事務所又は事業所のうち主たるものの所在地（主たる事務所又は事業所が県内に所在する特定法人にあっては、 <u>東部県税事務所の所在地</u> ）
略	
県たばこ税	<u>東部県税事務所</u> の所在地
ゴルフ場利用税	<u>西部県税事務所</u> の所在地
自動車取得税	<u>東部県税事務所</u> の所在地
軽油引取税	<u>西部県税事務所</u> の所在地（第134条の34第1項に規定する免税軽油使用者にあっては、 <u>当該免税軽油使用者の事務所又は事業所の所在地</u> ）
自動車税	略 証紙徴収による場合は、 <u>東部県税事務所</u> の所在地
鉱区税	<u>中部県税事務所</u> の所在地
略	
産業廃棄物処分場税	<u>中部県税事務所</u> の所在地

2 略

（3世代住宅の取得に対する不動産取得税の減免）
第78条の2 知事は、法第73条の14第1項又は第3項

金額（第20条第9号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。）に係る県民税	
法人の事業税	申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地
略	
県たばこ税	申告納付すべき日における卸売販売業者等（第115条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。）の主たる事務所又は事業所の所在地（当該事務所又は事業所が県内にない場合にあつては、 <u>県庁の所在地</u> ）
ゴルフ場利用税	<u>ゴルフ場</u> の所在地
自動車取得税	<u>鳥取運輸支局</u> の所在地
軽油引取税	事務所又は事業所の所在地（事務所又は事業所が県内にない場合にあつては、 <u>県内における軽油の納入地のうち主たるものの所在地、自動車の主たる定置場の所在地又は免税証を交付した機関の所在地</u> ）
自動車税	略 証紙徴収による場合は、 <u>鳥取運輸支局</u> の所在地
鉱区税	賦課期日現在における <u>鉱区</u> の所在地
略	
産業廃棄物処分場税	<u>最終処分場</u> （第220条第2項の特別徴収義務者にあつては、同項の指定に係る <u>最終処分場</u> ）の所在地

2 略

（3世代住宅の取得に対する不動産取得税の減免）
第78条の2 知事は、法第73条の14第1項又は第3項

の規定の適用を受けない住宅（同条第1項又は第3項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えることによりこれらの規定の適用を受けないものに限る。）で、当該住宅に同居する直系の親族の世代数が当該住宅の取得者の世代を含めて3以上のもの（以下「3世代住宅」という。）の取得に対して課する不動産取得税については、同条第1項又は第3項の規定を適用したとしたならば、これらの規定により不動産取得税の課税標準の算定について1戸につき価格から控除するものとされる額に税率を乗じて得た額を減免することができる。

2・3 略

（3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予）

第83条の2 知事は、土地の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該土地の取得者から当該不動産取得税について次の各号のいずれかに該当する旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、第1号に該当する土地の取得にあっては当該取得の日から3年以内の期間、第2号に該当する土地の取得にあっては当該取得の日から1年以内の期間を限って、当該土地に係る不動産取得税額のうち第78条の3第1項の規定により減免することができる額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

(1) 土地を取得した日から3年以内に当該土地の上に3世代住宅を新築する場合（当該取得をした者（以下この号において「取得者」という。）が当該土地を当該3世代住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は当該3世代住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限る。）

(2) 略

2～5 略

の規定の適用を受けない住宅（同条第1項又は第3項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えることによりこれらの規定の適用を受けないものに限る。）で、当該住宅に同居する直系の親族の世代数が当該住宅の取得者の世代を含めて3以上のもの（平成20年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得したものに限る。以下「3世代住宅」という。）の取得に対して課する不動産取得税については、同条第1項又は第3項の規定を適用したとしたならば、これらの規定により不動産取得税の課税標準の算定について1戸につき価格から控除するものとされる額に税率を乗じて得た額を減免することができる。

2・3 略

（3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予）

第83条の2 知事は、土地の取得（平成23年4月1日以降の取得に限る。以下この条において同じ。）に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該土地の取得者から当該不動産取得税について次の各号のいずれかに該当する旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、第1号に該当する土地の取得にあっては当該取得の日から平成26年3月31日までの期間、第2号に該当する土地の取得にあっては当該取得の日から1年以内の期間（当該期間の末日が平成26年3月31日を超える場合にあっては、同日までの期間）を限って、当該土地に係る不動産取得税額のうち第78条の3第1項の規定により減免することができる額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

(1) 土地を取得した日から平成26年3月31日までの間に当該土地の上に3世代住宅を新築する場合（当該取得をした者（以下この号において「取得者」という。）が当該土地を当該3世代住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は当該3世代住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限る。）

(2) 略

2～5 略

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第78条の2第1項及び第83条の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鳥取県税条例の一部を改正する条例(平成25年鳥取県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条中鳥取県税条例第5条の改正規定を次のように改める。

<p>(課税地)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地において賦課徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">税目</th> <th style="width: 50%;">課税地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>特定株式等譲渡所得金額(第20条第10号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。)に係る県民税</td> <td>東部県税事務所所在地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	税目	課税地	略		特定株式等譲渡所得金額(第20条第10号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。)に係る県民税	東部県税事務所所在地	略		<p>(課税地)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地において賦課徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">税目</th> <th style="width: 50%;">課税地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>特定株式等譲渡所得金額(第20条第9号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。)に係る県民税</td> <td>東部県税事務所所在地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	税目	課税地	略		特定株式等譲渡所得金額(第20条第9号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。)に係る県民税	東部県税事務所所在地	略	
税目	課税地																
略																	
特定株式等譲渡所得金額(第20条第10号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。)に係る県民税	東部県税事務所所在地																
略																	
税目	課税地																
略																	
特定株式等譲渡所得金額(第20条第9号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。)に係る県民税	東部県税事務所所在地																
略																	

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第65号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(災害派遣手当)</p> <p>第11条の10 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。)、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項</u>に規定する職員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に支給する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(災害派遣手当)</p> <p>第11条の10 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。)<u>又は新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条</u>に規定する職員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に支給する。</p> <p>2・3 略</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第16条の6まで及び<u>附則第10項第6号</u>においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第16条の6においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第12条の2第1項第6号の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。<u>附則第10項第6号において同じ。</u>)にお</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第16条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第16条の6においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第12条の2第1項第6号の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額</p>

いて職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合（附則第10項第6号及び第7号において「加算割合」という。）を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（附則第10項第6号及び第7号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合（附則第10項第6号及び第7号において「管理加算割合」という。）を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項及び第3項の期末手当基礎額とする。

6 略

（勤勉手当）

第16条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第10項第7号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第12条の2第1項第6号の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号

（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項及び第3項の期末手当基礎額とする。

6 略

（勤勉手当）

第16条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第12条の2第1項第6号の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号

に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第10項第7号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の92.5）を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

附 則

1～8 略

9 当分の間、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうちその職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上であるもの（その号給がその職務の級における最低の号給である者を除く。以下「特定職員」という。）に対する給料、管理職手当、地域手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。次項第4号において同じ。）、特地勤務手当に準ずる手当、期末手

に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の92.5）を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

附 則

1～8 略

9 昭和49年度に限り、第16条の4の規定による期末手当のほか、昭和49年4月27日（以下「基準日」という。）に在職する職員に対して、基準日から起算して10日を超えない範囲内において人事委員会規則で定める日に期末手当を支給する。

10 前項の規定による期末手当の額は、基準日において職員が受けるべき給料の月額等の合計額（第16条の4の規定により支給される期末手当の額の計算の基礎となる給料の月額その他の額の合計額を算定する場合の例により算定した額をいう。）に100分の30を乗じて得た額に、昭和49年3月2日から基準日までの間におけるその者の在職期間に応じて人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。

11 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

12 職員が行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和56年法律第93号）第11条第1項の給付を受ける場合においては、同条の規定を児童手当法の規定と、当該給付を同法に基づく児童手当とみなして、第8条第4項の規定を適用する。

当及び勤勉手当の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、これらの給与の額から給与抑制額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級
行政職給料表	6級
公安職給料表	7級
教育職給料表(1)	4級
教育職給料表(2)	4級
研究職給料表	4級
医療職給料表(2)	6級
医療職給料表(3)	6級
海事職給料表	5級

10 前項の給与抑制額は、次の各号に掲げる給与ごとに、それぞれ当該各号に定める額（第12条の2第1項の規定の適用を受ける職員にあっては、その額に、同項の規定により支給される給与に係る割合を乗じて得た額）とする。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額（育児短時間勤務職員等にあっては、当該最低の号給の給料月額に算出率を乗じて得た額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項及び附則第12項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第12項において「給料月額減額基礎額」という。））

(2) 管理職手当 当該特定職員の管理職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

(3) 地域手当 当該特定職員の給料月額及び管理職手当の月額の合計額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額に、当該特定職員の管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額を加算した額）

(4) へき地手当 当該特定職員の給料月額に対するへき地手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額

減額基礎額に対するへき手当の月額)

(5) 特地勤務手当に準ずる手当 前号の規定に準じて人事委員会規則で定めるところにより計算した額

(6) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額。以下この号において同じ。）及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第16条の4第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に加算割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、給料月額に管理加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この号及び次号において「期末手当等減額基礎額」という。）及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に加算割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、期末手当等減額基礎額に管理加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項の規定により乗じる割合を乗じて得た額

(7) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額。以下この号において同じ。）及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第16条の7第4項において準用する第16条の4第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に加算割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、給料月額に管理加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、期末手当等減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第16条の7第4項において準用する第16条の4第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に加算割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、期末手当等減額基礎額に管理加算割合を乗じて得た額を加算した額）

	<p>を加算した額)。附則第13項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第16条の7第2項前段に規定する割合を乗じて得た額</p> <p>11 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における給与抑制額の計算その他附則第9項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>12 附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。</p> <p>13 附則第9項の規定が適用される間、第16条の7第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の勤勉手当減額基礎額に同号に規定する割合を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。</p>
--	---

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表 (第3条関係)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円	円	円	円	円
職員以 外の職 員	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300

12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	
37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	
40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900		
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600		
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400		
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200		
46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000		
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800		
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600		
49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200		
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000		
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800		
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600		
53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200		
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800			
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500			
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200			

57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100	
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800	
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500	
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000	
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700	
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400	
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100	
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600	
86	239,700	294,800	343,200	383,900		
87	240,400	295,100	343,700	384,500		
88	241,100	295,500	344,200	385,100		
89	241,900	295,800	344,600	385,800		
90	242,400	296,200	345,100	386,400		
91	242,900	296,600	345,600	387,000		
92	243,400	297,000	346,100	387,600		
93	243,700	297,100	346,300	388,300		
94		297,500	346,800			
95		297,900	347,300			
96		298,300	347,800			
97		298,500	347,900			
98		298,900	348,400			
99		299,300	348,900			
100		299,700	349,400			
101		299,900	349,700			

	102		300,300	350,100						
	103		300,700	350,500						
	104		301,100	350,900						
	105		301,300	351,400						
	106		301,600	351,800						
	107		302,000	352,200						
	108		302,400	352,600						
	109		302,600	353,100						
	110		303,000	353,500						
	111		303,400	353,900						
	112		303,700	354,200						
	113		303,800	354,700						
	114		304,200	355,100						
	115		304,600	355,500						
	116		305,000	355,800						
	117		305,200	356,300						
	118		305,500							
	119		305,800							
	120		306,100							
	121		306,500							
	122		306,800							
	123		307,100							
	124		307,400							
	125		307,800							
再任用 職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に1,000分の964を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,100
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	436,800
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	397,800	438,400
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	440,000
9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	441,600	

10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	443,300
11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	445,000
12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	446,700
13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,700	448,000
14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	449,600
15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	451,400
16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,000	453,200
17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	417,800	454,800
18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	419,500	456,600
19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,200	458,400
20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	422,900	460,200
21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	424,600	461,800
22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	426,200	463,600
23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	427,700	465,300
24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	429,300	467,100
25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	430,700	468,700
26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	432,100	470,200
27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	433,700	471,700
28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	435,300	473,200
29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,100	436,600	474,400
30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	409,900	438,300	475,200
31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	411,600	440,000	475,900
32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	413,300	441,700	476,700
33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	415,100	443,100	477,200
34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	416,600	444,800	478,000
35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	418,200	446,500	478,800
36	224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	419,800	448,100	479,600
37	225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	396,900	421,300	449,600	480,200
38	227,400	243,300	263,200	309,000	371,900	398,400	422,800	450,400	
39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,000	399,800	424,300	451,200	
40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,200	425,800	452,000	
41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	402,600	427,400	452,400	
42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	403,700	428,700	453,100	
43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	404,700	430,000	453,800	
44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	405,700	431,300	454,500	
45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,100	406,900	432,300	455,300	
46	239,900	254,900	275,700	324,200	387,800	408,100	433,100	456,000	
47	241,200	256,300	277,400	326,100	389,500	409,300	433,900	456,700	
48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,200	410,500	434,700	457,400	
49	243,600	259,100	280,900	329,800	392,800	411,800	435,300	458,100	
50	245,000	260,600	282,600	331,400	393,800	412,600	436,100	458,800	
51	246,500	262,100	284,300	333,100	394,800	413,400	436,900	459,500	
52	248,000	263,600	286,000	334,800	395,800	414,200	437,700	460,200	
53	249,200	264,900	287,700	336,500	397,100	414,700	438,300	460,900	
54	250,700	266,500	289,500	338,300	398,200	415,400	439,000	461,600	

55	252,100	268,200	291,300	340,100	399,400	416,100	439,700	462,300
56	253,600	269,800	293,100	341,900	400,600	416,700	440,400	463,000
57	254,900	271,200	294,700	343,300	401,900	417,500	441,000	463,700
58	256,200	272,900	296,500	345,000	402,700	417,900	441,700	
59	257,500	274,600	298,300	346,700	403,500	418,500	442,400	
60	258,800	276,300	300,100	348,400	404,300	419,100	443,100	
61	260,100	277,900	301,700	350,100	404,800	419,700	443,800	
62	261,500	279,500	303,500	351,800	405,500	420,300	444,400	
63	262,900	281,100	305,300	353,500	406,200	420,900	445,000	
64	264,300	282,700	307,100	355,200	406,900	421,500	445,600	
65	265,700	284,300	308,700	356,900	407,300	422,100	446,100	
66	267,000	285,800	310,400	358,500	408,000	422,700	446,700	
67	268,400	287,300	312,100	360,100	408,700	423,300	447,300	
68	269,800	288,800	313,800	361,700	409,400	423,900	447,900	
69	271,000	290,400	315,400	363,000	409,900	424,400	448,600	
70	272,400	292,000	316,900	364,400	410,500	425,000	449,200	
71	273,800	293,600	318,400	365,700	411,100	425,600	449,800	
72	275,200	295,200	319,900	367,100	411,700	426,200	450,400	
73	276,700	296,600	321,000	368,400	412,300	426,600	451,000	
74	278,100	298,100	322,700	369,700	412,900	427,200		
75	279,500	299,600	324,400	371,100	413,500	427,800		
76	280,900	301,100	326,100	372,400	414,100	428,400		
77	282,100	302,400	327,900	373,700	414,600	428,900		
78	283,300	303,900	329,600	374,900	415,200	429,500		
79	284,500	305,400	331,200	376,100	415,800	430,100		
80	285,700	306,900	332,900	377,300	416,300	430,700		
81	287,000	308,400	334,600	378,600	416,700	431,200		
82	288,300	309,800	336,300	379,800	417,300	431,800		
83	289,600	311,200	338,000	381,000	417,900	432,400		
84	290,900	312,600	339,700	382,200	418,500	433,000		
85	292,300	313,800	341,200	383,300	419,000	433,600		
86	293,500	315,300	342,700	383,900				
87	294,700	316,800	344,200	384,500				
88	295,900	318,300	345,700	385,100				
89	297,100	319,800	347,000	385,700				
90	298,300	321,300	348,400	386,300				
91	299,500	322,800	349,700	386,900				
92	300,700	324,300	351,100	387,500				
93	301,500	325,600	352,500	388,000				
94	302,800	327,000	354,000	388,600				
95	304,100	328,400	355,500	389,200				
96	305,400	329,800	357,000	389,800				
97	306,500	331,000	358,400	390,300				
98	307,700	332,300	359,600	390,900				
99	308,900	333,600	360,700	391,500				

100	310,100	334,900	361,900	392,100				
101	311,300	336,300	363,100	392,500				
102	312,400	337,400	364,200	393,100				
103	313,500	338,600	365,400	393,700				
104	314,600	339,800	366,600	394,300				
105	315,400	340,900	367,800	394,600				
106	316,000	342,000	368,400	395,100				
107	316,600	343,100	369,000	395,600				
108	317,300	344,200	369,600	396,100				
109	317,800	345,400	370,300	396,400				
110	318,400	346,400	370,900	396,900				
111	319,000	347,400	371,500	397,400				
112	319,600	348,400	372,100	397,900				
113	320,400	349,300	372,600	398,200				
114	321,100	350,300	373,200	398,700				
115	321,800	351,300	373,800	399,200				
116	322,600	352,300	374,400	399,700				
117	323,200	353,400	374,800	400,100				
118	324,000	354,000	375,400	400,600				
119	324,800	354,600	376,000	401,100				
120	325,600	355,200	376,600	401,600				
121	326,200	355,700	376,700	402,000				
122	326,700	356,200	377,300	402,500				
123	327,200	356,700	377,900	403,000				
124	327,700	357,200	378,500	403,500				
125	328,000	357,700	379,000	403,900				
126		358,200	379,500					
127		358,700	380,000					
128		359,200	380,500					
129		359,600	380,800					
130		360,100	381,300					
131		360,500	381,800					
132		361,000	382,300					
133		361,200	382,600					
134		361,700	383,100					
135		362,200	383,500					
136		362,700	384,000					
137		363,000	384,300					
138		363,400	384,800					
139		363,900	385,300					
140		364,400	385,800					
141		364,700	386,100					
142		365,200	386,600					
143		365,700	387,100					
144		366,200	387,600					

	145		366,500	387,900						
再任用 職員		239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400

備考

- この表は、警察官に適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に1,000分の964を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	330,600	422,000
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	423,800
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	425,600
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	427,400
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	429,100
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	430,700
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	432,600
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	434,500
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	436,300
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	438,100
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	440,000
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	441,900
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	443,600
	14	172,500	216,000	289,100	359,700	445,500
	15	174,700	218,000	291,800	361,800	447,400
	16	176,900	220,000	294,500	363,900	449,300
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	451,100
	18	181,800	224,600	299,900	367,900	453,000
	19	184,300	227,300	302,600	369,900	454,900
	20	186,800	230,000	305,300	371,900	456,800
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	458,400
	22	191,000	235,700	310,700	376,000	460,300
	23	192,700	238,600	313,400	378,000	462,200
	24	194,400	241,500	316,100	380,000	464,000
	25	195,900	244,300	318,800	381,600	465,700
	26	197,600	247,100	321,200	383,500	467,400
	27	199,300	249,900	323,600	385,400	469,100
	28	201,000	252,700	326,000	387,300	470,800
	29	202,500	255,500	328,400	389,200	472,600
	30	204,200	258,100	330,500	391,200	474,300
	31	205,900	260,700	332,700	393,200	475,900
	32	207,600	263,300	334,900	395,200	477,600

33	209, 200	265, 700	337, 100	397, 100	479, 300
34	211, 000	268, 300	339, 300	398, 800	480, 300
35	212, 800	270, 800	341, 500	400, 500	481, 300
36	214, 600	273, 300	343, 700	402, 300	482, 300
37	216, 300	275, 800	345, 900	403, 500	483, 400
38	218, 100	278, 400	348, 100	405, 000	484, 400
39	219, 900	281, 000	350, 300	406, 400	485, 400
40	221, 700	283, 600	352, 500	407, 900	486, 400
41	223, 600	286, 100	354, 700	409, 600	487, 500
42	225, 400	288, 700	356, 800	411, 000	488, 500
43	227, 200	291, 200	358, 900	412, 400	489, 500
44	229, 000	293, 700	361, 000	414, 000	490, 500
45	230, 900	296, 000	363, 100	415, 700	491, 600
46	232, 600	298, 700	365, 200	417, 000	492, 600
47	234, 300	301, 400	367, 200	418, 600	493, 600
48	236, 000	304, 100	369, 300	420, 200	494, 600
49	237, 600	306, 600	371, 200	421, 900	495, 700
50	239, 300	309, 100	373, 100	423, 300	
51	241, 000	311, 600	375, 100	424, 900	
52	242, 700	314, 100	377, 100	426, 500	
53	244, 100	316, 500	379, 100	428, 200	
54	245, 800	318, 700	380, 900	429, 700	
55	247, 400	320, 900	382, 700	431, 300	
56	249, 100	323, 100	384, 500	432, 900	
57	250, 600	325, 400	386, 200	434, 500	
58	252, 200	327, 600	387, 900	436, 100	
59	253, 800	329, 800	389, 600	437, 600	
60	255, 400	331, 900	391, 300	439, 200	
61	257, 000	334, 100	392, 600	440, 800	
62	258, 600	336, 300	394, 000	442, 400	
63	260, 200	338, 500	395, 400	443, 900	
64	261, 700	340, 700	396, 700	445, 500	
65	263, 200	342, 900	398, 100	447, 200	
66	264, 900	345, 100	399, 400	448, 700	
67	266, 500	347, 300	400, 800	450, 300	
68	268, 200	349, 500	402, 200	451, 900	
69	269, 700	351, 500	403, 700	453, 500	
70	271, 200	353, 600	405, 000	455, 100	
71	272, 700	355, 700	406, 400	456, 700	
72	274, 200	357, 800	407, 800	458, 300	
73	275, 500	359, 600	409, 100	459, 800	
74	276, 900	361, 500	410, 500	460, 800	
75	278, 300	363, 500	411, 900	461, 800	
76	279, 700	365, 400	413, 300	462, 800	
77	281, 100	367, 400	414, 500	463, 600	

78	282,300	369,100	415,800	464,600
79	283,500	370,800	417,100	465,600
80	284,700	372,500	418,500	466,600
81	286,000	374,200	419,900	467,400
82	287,200	375,700	421,200	468,400
83	288,400	377,200	422,400	469,400
84	289,600	378,700	423,700	470,400
85	290,900	379,800	425,000	471,200
86	292,100	381,200	426,200	472,200
87	293,300	382,600	427,400	473,200
88	294,500	384,000	428,600	474,200
89	295,700	385,300	429,700	475,000
90	296,900	386,600	430,800	
91	298,100	387,900	431,900	
92	299,300	389,200	433,000	
93	300,100	390,600	434,100	
94	301,300	391,800	435,200	
95	302,500	393,100	436,300	
96	303,700	394,400	437,400	
97	304,700	395,800	438,300	
98	305,800	396,800	439,100	
99	306,900	397,900	439,900	
100	308,000	399,000	440,700	
101	308,900	399,900	441,500	
102	310,000	400,900	442,100	
103	311,100	402,000	442,700	
104	312,200	403,100	443,300	
105	312,800	403,900	443,800	
106	313,700	404,900	444,400	
107	314,500	405,900	445,000	
108	315,300	406,900	445,600	
109	316,200	407,800	446,200	
110	316,700	408,700		
111	317,200	409,600		
112	317,700	410,500		
113	318,300	411,100		
114	318,800	411,900		
115	319,300	412,700		
116	319,800	413,500		
117	320,400	414,300		
118	320,900	415,100		
119	321,400	415,800		
120	321,900	416,600		
121	322,400	417,200		
122	322,800	417,700		

123	323,300	418,200			
124	323,800	418,700			
125	324,400	419,100			
126	324,800	419,600			
127	325,200	420,100			
128	325,600	420,600			
129	325,900	421,000			
130	326,300	421,500			
131	326,700	422,000			
132	327,100	422,500			
133	327,300	422,900			
134	327,500	423,400			
135	327,800	423,900			
136	328,100	424,400			
137	328,400	424,800			
138	328,600				
139	328,900				
140	329,200				
141	329,400				
142	329,700				
143	330,000				
144	330,300				
145	330,600				
146	330,900				
147	331,200				
148	331,500				
149	331,700				
150	331,900				
151	332,200				
152	332,500				
153	332,700				
再任用職員	234,000	277,500	306,800	335,400	421,200

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額）に1,000分の964を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
以外の職員	1	148,800	164,400	254,100	285,600	411,600

2	150,300	166,500	256,900	288,700	413,100
3	151,800	168,600	259,700	291,800	414,600
4	153,300	170,800	262,500	294,900	416,100
5	154,900	172,800	265,100	297,600	417,600
6	156,800	175,000	267,800	300,700	419,100
7	158,600	177,200	270,400	303,800	420,700
8	160,400	179,400	273,000	306,900	422,300
9	162,200	181,700	275,600	309,900	423,700
10	164,300	184,500	278,300	312,800	425,100
11	166,300	187,200	281,000	315,700	426,500
12	168,300	189,900	283,700	318,600	427,900
13	170,300	192,800	286,400	321,400	429,200
14	172,500	194,500	289,100	323,700	430,600
15	174,700	196,200	291,800	326,000	432,000
16	176,900	197,900	294,500	328,300	433,400
17	179,200	199,700	297,200	330,600	434,700
18	181,800	201,400	299,900	332,900	436,100
19	184,300	203,100	302,600	335,200	437,400
20	186,800	204,800	305,300	337,500	438,800
21	189,300	206,600	308,000	339,800	439,900
22	191,000	208,500	310,700	342,100	441,300
23	192,700	210,400	313,400	344,400	442,600
24	194,400	212,300	316,100	346,700	444,000
25	195,900	214,000	318,800	348,900	445,300
26	197,500	216,000	321,200	350,800	446,600
27	199,100	218,000	323,600	352,700	447,900
28	200,700	220,000	326,000	354,600	449,200
29	202,400	221,900	328,400	356,500	450,500
30	204,100	224,600	330,500	358,400	451,700
31	205,800	227,300	332,700	360,200	452,900
32	207,500	230,000	334,900	362,100	454,100
33	209,000	232,800	337,100	363,900	455,300
34	210,700	235,700	339,200	365,700	456,200
35	212,400	238,600	341,300	367,500	457,100
36	214,100	241,500	343,400	369,300	458,000
37	215,700	244,300	345,500	371,200	458,900
38	217,400	247,100	347,500	372,800	459,800
39	219,100	249,900	349,500	374,400	460,700
40	220,800	252,700	351,500	376,000	461,600
41	222,600	255,500	353,500	377,400	462,500
42	224,400	258,100	355,300	378,900	463,400
43	226,200	260,700	357,100	380,400	464,300
44	228,000	263,300	358,900	381,900	465,200
45	229,900	265,700	360,700	383,500	466,100
46	231,600	268,300	362,400	385,100	467,000

47	233,300	270,800	364,100	386,700	467,900
48	235,000	273,300	365,700	388,300	468,800
49	236,700	275,800	367,200	389,800	469,700
50	238,400	278,400	368,800	391,300	
51	240,100	281,000	370,500	392,800	
52	241,800	283,600	372,200	394,300	
53	243,100	286,100	373,900	395,500	
54	244,800	288,700	375,400	396,800	
55	246,400	291,200	376,900	397,900	
56	248,100	293,700	378,400	399,100	
57	249,600	296,000	379,900	400,600	
58	251,100	298,700	381,300	401,800	
59	252,600	301,400	382,700	403,100	
60	254,100	304,100	384,100	404,400	
61	255,700	306,600	385,000	405,700	
62	257,200	309,100	386,200	406,800	
63	258,700	311,600	387,400	408,200	
64	260,100	314,100	388,600	409,600	
65	261,400	316,500	389,700	410,800	
66	263,000	318,700	390,900	411,900	
67	264,600	320,900	391,900	413,100	
68	266,100	323,100	393,000	414,300	
69	267,800	325,400	394,200	415,300	
70	269,300	327,600	395,300	416,500	
71	270,800	329,800	396,400	417,700	
72	272,300	331,900	397,600	418,900	
73	273,600	334,100	398,700	419,800	
74	274,900	336,300	399,800	420,600	
75	276,200	338,500	400,900	421,400	
76	277,500	340,700	402,000	422,200	
77	278,900	342,700	402,900	422,900	
78	280,100	344,600	403,900	423,700	
79	281,300	346,500	404,900	424,500	
80	282,500	348,400	405,900	425,300	
81	283,800	350,200	406,800	426,100	
82	285,000	352,000	407,600	426,800	
83	286,200	353,800	408,400	427,400	
84	287,400	355,600	409,200	428,100	
85	288,500	357,100	410,000	428,800	
86	289,500	358,800	410,800	429,500	
87	290,500	360,500	411,600	430,200	
88	291,500	362,100	412,400	430,900	
89	292,600	363,800	413,200	431,600	
90	293,500	365,100	413,900	432,300	
91	294,400	366,500	414,600	433,000	

92	295,300	367,900	415,300	433,700
93	295,800	369,400	415,800	434,200
94	296,600	370,700	416,500	434,900
95	297,400	372,000	417,200	435,600
96	298,200	373,300	417,900	436,300
97	299,100	374,300	418,400	436,800
98	299,900	375,300	419,000	437,500
99	300,700	376,300	419,600	438,200
100	301,500	377,300	420,100	438,900
101	302,400	378,400	420,600	439,400
102	302,900	379,400	421,200	440,100
103	303,400	380,400	421,800	440,800
104	303,900	381,400	422,300	441,500
105	304,100	382,300	422,700	442,000
106	304,500	383,200	423,300	
107	304,800	384,100	423,900	
108	305,100	385,100	424,400	
109	305,300	386,000	424,900	
110	305,600	387,000		
111	305,900	388,000		
112	306,200	389,000		
113	306,400	389,600		
114	306,600	390,500		
115	306,800	391,400		
116	307,100	392,300		
117	307,400	393,200		
118	307,700	394,000		
119	308,000	394,800		
120	308,300	395,600		
121	308,400	396,300		
122	308,700	397,100		
123	309,000	397,900		
124	309,300	398,700		
125	309,500	399,400		
126		400,100		
127		400,800		
128		401,500		
129		402,200		
130		402,900		
131		403,600		
132		404,300		
133		404,600		
134		405,200		
135		405,800		
136		406,400		

	137		406,800			
	138		407,400			
	139		408,000			
	140		408,600			
	141		409,000			
	142		409,600			
	143		410,200			
	144		410,800			
	145		411,200			
	146		411,800			
	147		412,400			
	148		413,000			
	149		413,400			
再任用職員		225,200	274,200	301,800	328,600	411,000

備考

- この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）に1,000分の964を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
以外の職員	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,500
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,100
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	441,700

20	165,600	231,100	325,700	371,200	444,300
21	167,800	233,800	328,100	373,100	446,900
22	170,200	236,600	330,200	375,100	449,500
23	172,500	239,400	332,200	377,100	452,100
24	174,800	242,200	334,300	379,100	454,700
25	176,900	245,100	336,500	380,700	457,100
26	179,000	247,800	338,400	382,600	459,600
27	181,100	250,500	340,300	384,500	462,200
28	183,200	253,200	342,200	386,400	464,700
29	185,200	256,000	344,200	388,300	467,200
30	187,000	258,400	345,900	390,300	469,800
31	188,800	260,800	347,600	392,300	472,400
32	190,600	263,200	349,300	394,300	475,000
33	192,400	265,200	350,800	396,100	477,300
34	194,300	267,700	352,300	397,900	479,800
35	196,200	270,100	353,800	399,500	482,300
36	198,100	272,500	355,300	401,300	484,800
37	199,800	274,700	356,700	402,600	487,300
38	201,700	276,600	358,100	404,100	489,800
39	203,600	278,500	359,500	405,500	492,300
40	205,500	280,400	360,900	406,900	494,800
41	207,500	282,100	361,900	408,300	497,200
42	209,400	283,400	363,100	409,700	499,500
43	211,300	284,700	364,400	411,200	501,800
44	213,200	286,000	365,600	412,800	504,100
45	215,100	287,000	366,900	414,200	506,100
46	217,100	288,300	369,500	415,700	507,700
47	219,100	289,600	371,900	417,300	509,300
48	221,100	290,900	374,500	418,900	510,900
49	222,900	292,300	376,500	420,200	512,600
50	224,900	294,900	377,500	421,700	514,100
51	226,900	297,400	378,500	423,200	515,500
52	228,900	300,000	379,500	424,700	517,000
53	230,700	302,400	380,400	426,100	518,300
54	232,700	304,800	381,900	427,500	519,500
55	234,700	307,100	383,200	428,900	520,700
56	236,700	309,300	384,900	430,300	521,900
57	238,400	311,600	385,800	431,500	523,000
58	239,900	313,800	386,500	432,900	524,000
59	241,300	316,100	387,300	434,300	525,000
60	242,800	318,300	388,100	435,700	526,000
61	244,100	320,300	388,900	436,600	527,100
62	245,500	322,500	389,500	437,600	528,000
63	246,900	324,700	390,200	438,600	528,900
64	248,300	326,700	390,900	439,600	529,800

65	249,800	328,800	391,600	440,500	530,700
66	251,200	331,100	392,300	441,400	
67	252,600	332,700	393,000	442,300	
68	254,000	333,200	393,700	443,200	
69	255,300	333,500	394,400	443,800	
70	256,800	334,000	395,200	444,700	
71	258,300	334,500	395,800	445,600	
72	259,800	335,000	396,500	446,500	
73	261,200	335,300	397,200	447,200	
74	262,600	335,800	397,900	448,100	
75	264,000	336,300	398,600	449,000	
76	265,400	336,800	399,300	449,900	
77	266,500	337,400	400,000	450,600	
78	267,800	337,900	400,500	451,500	
79	269,100	338,400	401,200	452,400	
80	270,400	338,900	401,900	453,300	
81	271,800	339,400	402,600	454,000	
82	273,100	339,900	403,000		
83	274,400	340,400	403,700		
84	275,700	340,900	404,400		
85	276,900	341,400	405,100		
86	278,200	341,900	405,500		
87	279,500	342,400	406,200		
88	280,800	342,900	406,900		
89	281,900	343,500	407,600		
90	283,100	344,000	408,000		
91	284,300	344,500	408,700		
92	285,500	345,000	409,400		
93	286,600	345,600	410,100		
94	287,600	346,100	410,500		
95	288,600	346,600	410,800		
96	289,600	347,100	411,200		
97	290,200	347,600	411,500		
98	291,100	348,100	411,800		
99	292,000	348,600	412,100		
100	292,900	349,100	412,400		
101	293,800	349,500	412,700		
102	294,500	349,800			
103	295,200	350,000			
104	295,900	350,300			
105	296,700	350,500			
106	297,200	350,700			
107	297,700	351,000			
108	298,200	351,200			
109	298,400	351,400			

	110	298,800	351,700			
	111	299,100	351,900			
	112	299,400	352,200			
	113	299,800	352,400			
	114	300,100	352,600			
	115	300,400	352,900			
	116	300,700	353,100			
	117	301,000	353,300			
	118	301,400	353,600			
	119	301,800	353,800			
	120	302,200	354,100			
	121	302,500	354,300			
	122	302,700				
	123	302,900				
	124	303,100				
	125	303,300				
	126	303,500				
	127	303,700				
	128	303,900				
	129	304,000				
	130	304,200				
	131	304,400				
	132	304,600				
	133	304,800				
	134	305,000				
	135	305,200				
	136	305,400				
	137	305,500				
	138	305,700				
	139	305,900				
	140	306,100				
	141	306,300				
	142	306,500				
	143	306,700				
	144	306,900				
	145	307,000				
	146	307,200				
	147	307,400				
	148	307,600				
	149	307,800				
	150	308,000				
	151	308,200				
	152	308,400				
再任用職員		215,700	261,200	286,900	330,100	389,800

備考

1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の964を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円
以外の職員	1	237,700	323,400	390,600	467,100
	2	240,200	326,500	393,500	469,400
	3	242,700	329,600	396,400	471,700
	4	245,200	332,700	399,300	474,000
	5	247,600	335,600	402,000	476,300
	6	251,400	338,900	404,800	478,500
	7	255,200	342,200	407,600	480,700
	8	259,000	345,500	410,400	482,900
	9	262,600	348,600	413,000	485,200
	10	266,600	351,800	415,700	487,300
	11	270,600	355,000	418,400	489,400
	12	274,600	358,200	421,100	491,500
	13	278,500	361,300	423,600	493,600
	14	282,500	365,000	426,100	495,700
	15	286,500	368,700	428,600	497,800
	16	290,500	372,400	431,100	499,900
	17	294,300	376,000	433,400	502,000
	18	297,900	378,800	435,800	504,000
	19	301,500	381,600	438,200	506,000
	20	305,100	384,400	440,600	508,000
	21	308,800	387,300	442,900	509,800
	22	312,600	389,900	445,300	511,700
	23	316,300	392,500	447,700	513,600
	24	320,000	395,100	450,100	515,500
	25	323,600	397,500	452,400	517,200
	26	326,500	399,800	454,700	519,000
	27	329,300	402,100	457,000	520,800
	28	332,100	404,400	459,300	522,600
	29	335,000	406,800	461,500	524,500
	30	337,400	408,900	463,800	526,300
	31	339,800	411,000	466,100	528,100
	32	342,200	413,100	468,400	529,900
	33	344,600	415,300	470,500	531,700
	34	347,100	417,300	472,600	533,500
	35	349,600	419,300	474,700	535,300

36	352,100	421,300	476,800	537,100
37	354,500	423,400	478,900	538,800
38	356,900	425,400	480,700	540,400
39	359,300	427,400	482,500	542,000
40	361,700	429,400	484,300	543,600
41	364,000	431,500	486,000	545,200
42	365,500	433,300	487,800	546,600
43	367,000	435,100	489,600	548,000
44	368,500	436,900	491,400	549,400
45	370,100	438,800	493,000	550,600
46	371,600	440,600	494,800	551,600
47	373,100	442,400	496,600	552,600
48	374,600	444,200	498,400	553,600
49	375,900	446,100	500,000	554,700
50	376,900	447,900	501,300	555,600
51	377,900	449,700	502,600	556,500
52	378,900	451,500	503,900	557,400
53	380,000	453,400	505,200	558,300
54	380,900	454,600	506,500	
55	381,800	455,800	507,800	
56	382,700	457,000	509,100	
57	383,700	458,200	510,300	
58	384,600	459,200	511,200	
59	385,500	460,200	512,100	
60	386,400	461,200	513,000	
61	387,300	462,100	513,900	
62	387,800	462,800	514,800	
63	388,300	463,500	515,700	
64	388,800	464,200	516,600	
65	389,100	464,900	517,500	
66		465,600	518,400	
67		466,300	519,300	
68		467,000	520,200	
69		467,500	521,100	
70		468,200	522,000	
71		468,900	522,900	
72		469,600	523,800	
73		470,100	524,600	
74		470,800	525,500	
75		471,500	526,400	
76		472,200	527,300	
77		472,700	528,100	
78		473,300	529,000	
79		473,900	529,900	
80		474,500	530,800	

	81		475,100	531,600	
	82		475,700		
	83		476,300		
	84		476,900		
	85		477,400		
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の984を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円	円	円
以外の職員	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,200
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	398,500
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	400,700
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,000
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	405,100
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	407,100
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	409,200
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	411,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	413,300
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	415,300
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	417,400
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	419,500
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	421,300
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	422,900
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	424,500
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	426,100
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300	427,600
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100	428,900
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900	430,200
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700	431,500
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500	432,900

30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000	434,200
31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700	435,500
32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400	436,700
33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900	437,900
34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200	439,200
35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500	440,500
36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800	441,800
37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900	443,100
38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100	443,900
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200	444,700
40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400	445,500
41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200	446,100
42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000	446,900
43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800	447,700
44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600	448,500
45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100	449,100
46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800	
47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500	
48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200	
49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000	
50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700	
51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400	
52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100	
53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700	
54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400	
55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100	
56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800	
57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400	
58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100	
59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800	
60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500	
61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800	
62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400	
63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100	
64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800	
65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300	
66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400		
67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100		
68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800		
69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300		
70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900		
71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500		
72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100		
73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700		
74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300		

75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900
76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500
77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000
78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600
79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200
80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800
81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500
82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100
83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700
84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300
85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000
86		291,900	328,500	350,300	
87		292,100	328,800	350,700	
88		292,300	329,200	351,100	
89		292,700	329,600	351,500	
90		292,900	330,000	351,900	
91		293,100	330,400	352,300	
92		293,300	330,800	352,600	
93		293,700	331,300	353,000	
94		293,900	331,600	353,400	
95		294,100	332,000	353,800	
96		294,400	332,400	354,100	
97		294,800	332,600	354,600	
98		295,100	333,000	355,000	
99		295,400	333,400	355,400	
100		295,700	333,800	355,800	
101		296,000	334,000	356,300	
102		296,300	334,400	356,700	
103		296,600	334,800	357,100	
104		296,900	335,000	357,500	
105		297,200	335,100	358,000	
106			335,500	358,400	
107			335,900	358,800	
108			336,300	359,200	
109			336,500	359,700	
110			336,900		
111			337,300		
112			337,700		
113			337,900		
114			338,300		
115			338,700		
116			339,100		
117			339,300		
118			339,700		
119			340,100		

	120			340,500				
	121			340,700				
	122			341,100				
	123			341,500				
	124			341,900				
	125			342,100				
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の964を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円	円	円
以外の職員	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	388,700
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	393,500
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	395,800
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	397,900
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	400,000
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	402,200
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	404,600
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	406,700
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	408,800
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	411,000
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	413,200
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	415,300
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	417,500
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	419,700
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	421,900
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000	423,800
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100	425,700
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200	427,600
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300	429,500
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300	431,300
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000	433,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900	434,700
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800	436,300

29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700	437,600
30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600	439,200
31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500	440,800
32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400	442,400
33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100	444,100
34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800	445,700
35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600	447,300
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400	448,900
37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000	450,300
38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800	451,800
39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600	453,300
40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400	454,800
41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000	456,100
42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700	457,000
43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400	457,900
44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000	458,800
45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500	459,800
46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100	460,700
47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600	461,600
48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200	462,500
49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800	463,500
50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400	464,200
51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000	465,000
52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600	465,800
53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100	466,700
54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600	
55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100	
56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600	
57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700	
58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600	
59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500	
60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400	
61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300	
62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200	
63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100	
64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000	
65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900	
66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700	
67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500	
68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300	
69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100	
70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900		
71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600		
72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300		
73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000		

74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600
75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200
76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800
77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200
78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800
79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400
80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000
81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500
82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100
83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700
84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300
85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800
86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400
87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000
88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600
89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000
90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500
91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100
92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700
93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200
94	283,600	317,800	352,300	371,200	
95	284,600	318,500	353,000	371,700	
96	285,600	319,100	353,700	372,200	
97	286,500	319,800	354,200	372,800	
98	287,300	320,200	354,700	373,300	
99	288,100	320,900	355,200	373,800	
100	289,000	321,600	355,700	374,300	
101	289,800	322,000	356,200	374,900	
102	290,600	322,600	356,700	375,400	
103	291,400	323,200	357,200	375,900	
104	292,200	323,800	357,700	376,300	
105	292,900	324,200	358,000	376,900	
106	293,400	324,700	358,500	377,400	
107	293,900	325,200	359,000	377,900	
108	294,400	325,700	359,500	378,400	
109	294,600	326,100	360,000	379,000	
110	295,000	326,500	360,500	379,500	
111	295,200	326,900	361,000	380,000	
112	295,600	327,300	361,500	380,500	
113	295,900	327,700	362,000	381,100	
114	296,200	328,100	362,500		
115	296,600	328,500	363,000		
116	296,900	328,800	363,400		
117	297,200	329,100	363,800		
118	297,500	329,500	364,300		

119	297,800	329,900	364,800					
120	298,200	330,300	365,300					
121	298,500	330,500	365,700					
122	298,900	330,900	366,200					
123	299,300	331,300	366,700					
124	299,700	331,700	367,200					
125	299,900	331,900	367,600					
126	300,200	332,200	368,100					
127	300,600	332,600	368,600					
128	301,000	332,900	369,100					
129	301,200	333,000	369,500					
130	301,600	333,400						
131	302,000	333,800						
132	302,400	334,200						
133	302,600	334,500						
134	303,000	334,900						
135	303,400	335,300						
136	303,800	335,700						
137	304,000	336,000						
138	304,300	336,400						
139	304,700	336,800						
140	305,100	337,200						
141	305,300	337,500						
142	305,700	337,900						
143	306,100	338,300						
144	306,400	338,700						
145	306,500	339,000						
146	306,900	339,400						
147	307,300	339,800						
148	307,700	340,200						
149	307,900	340,500						
150	308,200	340,900						
151	308,500	341,300						
152	308,800	341,700						
153	309,200	342,000						
154	309,500	342,400						
155	309,700	342,800						
156	310,000	343,200						
157	310,400	343,500						
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の964を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたと

きは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。

別表第6 海事職給料表(第3条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	142,100	214,900	260,300	313,100	355,700
	2	143,400	216,600	262,100	315,600	358,200
	3	144,700	218,300	263,900	318,100	360,700
	4	146,000	220,000	265,700	320,600	363,200
	5	147,100	221,500	267,300	323,100	365,600
	6	148,600	223,200	269,300	325,600	368,800
	7	150,200	224,900	271,300	328,100	372,000
	8	151,700	226,600	273,300	330,500	375,200
	9	153,000	228,300	275,200	333,000	378,200
	10	154,500	230,100	278,000	335,500	381,300
	11	156,000	231,900	280,700	338,000	384,400
	12	157,600	233,700	283,300	340,500	387,500
	13	159,000	235,500	286,000	343,000	390,500
	14	160,700	237,300	288,800	345,500	393,300
	15	162,400	239,100	291,600	348,000	396,100
	16	164,100	240,900	294,300	350,500	398,900
	17	165,700	242,800	296,900	353,000	401,800
	18	167,600	244,900	299,500	355,500	403,900
	19	169,500	247,000	302,100	358,000	406,000
	20	171,400	249,100	304,700	360,500	408,100
	21	173,100	251,000	307,200	363,000	410,000
	22	174,900	252,900	308,900	365,400	412,000
	23	176,700	254,800	310,600	367,700	414,000
	24	178,500	256,700	312,300	370,100	416,000
	25	181,100	258,700	313,900	372,600	417,800
	26	183,300	260,700	315,800	375,000	419,500
	27	185,500	262,700	317,700	377,400	421,300
	28	187,700	264,700	319,600	379,800	423,100
	29	189,800	266,400	321,300	382,000	424,400
	30	191,700	268,300	323,100	384,200	426,000
	31	193,600	270,200	324,900	386,400	427,600
	32	195,500	272,100	326,700	388,600	429,300
	33	197,300	273,800	328,300	390,700	430,900
	34	198,900	275,400	329,900	392,500	432,200
	35	200,500	277,000	331,400	394,300	433,500
	36	202,100	278,600	333,000	396,100	434,800
	37	203,700	280,200	334,700	398,000	436,200
	38	205,300	281,700	336,300	399,500	437,200
	39	206,900	283,200	337,900	401,000	438,200
40	208,500	284,700	339,500	402,500	439,200	

41	210,000	286,300	341,000	403,500	439,600
42	211,400	287,800	342,500	404,800	440,300
43	212,800	289,300	344,000	406,100	441,000
44	214,200	290,800	345,500	407,500	441,700
45	215,400	292,400	347,100	409,000	442,400
46	216,800	293,800	348,500	410,400	442,700
47	218,300	295,200	349,900	411,800	443,300
48	219,800	296,600	351,300	413,200	443,900
49	221,200	298,000	352,600	414,600	444,500
50	222,600	299,300	354,100	415,500	445,200
51	224,100	300,600	355,600	416,400	445,900
52	225,600	301,900	357,100	417,300	446,600
53	226,900	303,300	358,500	417,500	447,300
54	228,500	304,400	359,900	417,900	448,000
55	230,100	305,500	361,300	418,400	448,700
56	231,600	306,600	362,700	418,900	449,400
57	233,000	307,700	363,700	419,500	449,800
58	234,500	308,800	364,900	419,700	450,500
59	235,900	309,900	366,100	420,300	451,200
60	237,300	311,000	367,400	420,800	451,900
61	238,600	312,000	368,600	421,300	452,400
62	239,900	313,100	369,200	421,900	453,100
63	241,300	314,200	369,800	422,500	453,800
64	242,700	315,300	370,400	423,100	454,500
65	243,800	316,200	370,800	423,700	455,000
66	245,300	317,100	371,300	424,300	455,700
67	246,800	318,000	371,800	424,900	456,400
68	248,300	318,900	372,300	425,500	457,100
69	249,600	319,800	372,600	426,100	457,500
70	251,100	320,500	372,900	426,600	458,200
71	252,500	321,200	373,300	427,200	458,900
72	254,000	321,900	373,600	427,800	459,600
73	255,500	322,200	374,200	428,400	460,100
74	257,000	322,700	374,400	429,000	
75	258,500	323,200	374,900	429,600	
76	260,000	323,800	375,400	430,200	
77	261,300	324,500	375,900	430,900	
78	262,700	325,100	376,400	431,600	
79	264,100	325,700	376,900	432,300	
80	265,500	326,300	377,400	433,000	
81	266,700	326,900	378,000	433,500	
82	268,100	327,300	378,500	434,200	
83	269,500	327,700	379,000	434,900	
84	270,900	328,100	379,500	435,600	
85	272,200	328,300	379,900	436,000	

86	273,500	328,700	380,400	436,700	
87	274,800	329,000	380,900	437,400	
88	276,100	329,300	381,400	438,100	
89	277,500	329,600	381,900	438,300	
90	278,700	329,900	382,400		
91	279,900	330,100	382,900		
92	281,100	330,400	383,400		
93	282,100	330,600	383,900		
94	283,000	330,900	384,400		
95	283,900	331,300	384,900		
96	284,800	331,700	385,400		
97	285,800	331,900	386,000		
98	286,500	332,200	386,500		
99	287,200	332,600	387,000		
100	287,900	333,000	387,500		
101	288,500	333,100	388,100		
102	289,100	333,300			
103	289,700	333,600			
104	290,300	333,900			
105	291,000	334,200			
106	291,600	334,500			
107	292,200	334,800			
108	292,800	335,100			
109	293,200	335,400			
110	293,600	335,700			
111	294,000	336,000			
112	294,500	336,300			
113	294,900	336,500			
114	295,300				
115	295,700				
116	296,100				
117	296,300				
118	296,700				
119	297,100				
120	297,500				
121	297,700				
122	297,900				
123	298,200				
124	298,500				
125	298,900				
126	299,200				
127	299,400				
128	299,600				
129	299,900				
再任用職員	227,700	233,600	282,500	324,400	353,800

備考

- 1 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の964を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第3条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第21条 職員（非常勤職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条第1項又は附則第12項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第21条 職員（非常勤職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 略</p>

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（無給休暇）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項又は附則第12項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>	<p style="text-align: center;">（無給休暇）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>

（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（無給休暇）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給</p>	<p style="text-align: center;">（無給休暇）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる休暇については、職員の給</p>

<p>与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項又は附則第12項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>	<p>与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4～6 略</p>
--	--

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																												
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に<u>1,000分の964</u>を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。以下同じ。）を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="231 1048 791 1339"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td><u>398,000円</u></td></tr> <tr><td>2</td><td><u>459,000円</u></td></tr> <tr><td>3</td><td><u>522,000円</u></td></tr> <tr><td>4</td><td><u>605,000円</u></td></tr> <tr><td>5</td><td><u>704,000円</u></td></tr> <tr><td>6</td><td><u>804,000円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に<u>1,000分の964</u>を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。）を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="231 1666 791 1832"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td><u>330,000円</u></td></tr> <tr><td>2</td><td>367,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>396,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>3～7 略</p>	号 給	給料月額	1	<u>398,000円</u>	2	<u>459,000円</u>	3	<u>522,000円</u>	4	<u>605,000円</u>	5	<u>704,000円</u>	6	<u>804,000円</u>	号 給	給料月額	1	<u>330,000円</u>	2	367,000円	3	396,000円	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に<u>1,000分の960</u>を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。以下同じ。）を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="825 1048 1385 1339"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td><u>399,000円</u></td></tr> <tr><td>2</td><td><u>461,000円</u></td></tr> <tr><td>3</td><td><u>524,000円</u></td></tr> <tr><td>4</td><td><u>610,000円</u></td></tr> <tr><td>5</td><td><u>711,000円</u></td></tr> <tr><td>6</td><td><u>812,000円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に<u>1,000分の960</u>を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。）を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="825 1666 1385 1832"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td><u>329,000円</u></td></tr> <tr><td>2</td><td>367,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>396,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>3～7 略</p>	号 給	給料月額	1	<u>399,000円</u>	2	<u>461,000円</u>	3	<u>524,000円</u>	4	<u>610,000円</u>	5	<u>711,000円</u>	6	<u>812,000円</u>	号 給	給料月額	1	<u>329,000円</u>	2	367,000円	3	396,000円
号 給	給料月額																																												
1	<u>398,000円</u>																																												
2	<u>459,000円</u>																																												
3	<u>522,000円</u>																																												
4	<u>605,000円</u>																																												
5	<u>704,000円</u>																																												
6	<u>804,000円</u>																																												
号 給	給料月額																																												
1	<u>330,000円</u>																																												
2	367,000円																																												
3	396,000円																																												
号 給	給料月額																																												
1	<u>399,000円</u>																																												
2	<u>461,000円</u>																																												
3	<u>524,000円</u>																																												
4	<u>610,000円</u>																																												
5	<u>711,000円</u>																																												
6	<u>812,000円</u>																																												
号 給	給料月額																																												
1	<u>329,000円</u>																																												
2	367,000円																																												
3	396,000円																																												

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に1,000分の964を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。以下同じ。）を適用する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">号 給</th> <th style="width:90%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td style="text-align: right;">375,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td style="text-align: right;">424,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td style="text-align: right;">477,000円</td></tr> <tr><td>4</td><td style="text-align: right;">541,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td style="text-align: right;">617,000円</td></tr> <tr><td>6</td><td style="text-align: right;">721,000円</td></tr> <tr><td>7</td><td style="text-align: right;">844,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p>	号 給	給料月額	1	375,000円	2	424,000円	3	477,000円	4	541,000円	5	617,000円	6	721,000円	7	844,000円	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に1,000分の960を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。以下同じ。）を適用する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">号 給</th> <th style="width:90%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td style="text-align: right;">376,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td style="text-align: right;">426,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td style="text-align: right;">479,000円</td></tr> <tr><td>4</td><td style="text-align: right;">545,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td style="text-align: right;">622,000円</td></tr> <tr><td>6</td><td style="text-align: right;">728,000円</td></tr> <tr><td>7</td><td style="text-align: right;">852,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p>	号 給	給料月額	1	376,000円	2	426,000円	3	479,000円	4	545,000円	5	622,000円	6	728,000円	7	852,000円
号 給	給料月額																																
1	375,000円																																
2	424,000円																																
3	477,000円																																
4	541,000円																																
5	617,000円																																
6	721,000円																																
7	844,000円																																
号 給	給料月額																																
1	376,000円																																
2	426,000円																																
3	479,000円																																
4	545,000円																																
5	622,000円																																
6	728,000円																																
7	852,000円																																

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第8条 職員の修学部分休業に関する条例（平成16年鳥取県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(修学部分休業取得中の給与の減額)</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、<u>同条例第16条第1項又は附則第12項に規定する勤務1時間当たりの給与額</u>を減額して給与を支給する。</p>	<p>(修学部分休業取得中の給与の減額)</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、<u>給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額</u>を減額して給与を支給する。</p>

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年鳥取県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級及び号給が2級74号給から125号給までであるもの(以下「特定職員」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)でその職務の級及び号給が特定職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものに対する第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)別表第1から別表第6まで及び第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(以下「新平成23年改正条例」という。)附則第5項の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、新給与条例別表第1から別表第6までの備考2中「1,000分の964」とあるのは「1,000分の972」と、新平成23年改正条例附則第5項中「1,000分の960」とあるのは「1,000分の968」とする。</p> <p>3～7 略 (人事委員会への委任)</p> <p>8 略</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級及び号給が2級74号給から125号給までであるもの(以下「特定職員」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)でその職務の級及び号給が特定職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものに対する第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)別表第1から別表第6まで及び第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(以下「新平成23年改正条例」という。)附則第5項の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、新給与条例別表第1から別表第6までの備考2及び新平成23年改正条例附則第5項の規定中「1,000分の960」とあるのは、「1,000分の968」とする。</p> <p>3～7 略 (人事委員会への委任)</p> <p>8 略</p>
---	---

- 附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中職員の給与に関する条例第11条の10の改正規定は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の前日に55歳に達した職員に対する第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例附則第9項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成26年4月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第66号

職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(困難折衝等業務手当)</p> <p>第3条 困難折衝等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が次に掲げる規定その他の福祉に関する法令の規定に基づき、<u>援護、育成、更生</u>その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える指導、相談又は調査その他これらに準ずると人事委員会が認める業務(次号及び第5号に掲げる業務を除く。)に従事したとき。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第3項第1号から第3号まで(同法第28条の2において準用する場合を含む。)</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 職員が次に掲げる法令の規定に基づき、勤務公署以外の場所において、その所持する公用の携帯電話端末その他の使用場所を特定しない通信機器を用いて正規の勤務時間以外の時間に行う心身に著しい負担を与える相談又は通報への対応その他これらに準ずると人事委員会が認める業務に従事したとき。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項第1号(同法第28条の2において準用する場合を含む。)</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(困難折衝等業務手当)</p> <p>第3条 困難折衝等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が次に掲げる規定その他の福祉に関する法令の規定に基づき、<u>要保護者又は援護、育成若しくは更生</u>その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える指導、相談又は調査その他これらに準ずると人事委員会が認める業務(次号及び第5号に掲げる業務を除く。)に従事したとき。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第3項第1号から第3号まで</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 職員が次に掲げる法令の規定に基づき、勤務公署以外の場所において、その所持する公用の携帯電話端末その他の使用場所を特定しない通信機器を用いて正規の勤務時間以外の時間に行う心身に著しい負担を与える相談又は通報への対応その他これらに準ずると人事委員会が認める業務に従事したとき。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第3項第1号</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 略</p>

(鳥取県男女共同参画推進条例の一部改正)

第2条 鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事への申出)</p> <p>第18条 県民又は事業者は、男女共同参画を阻害すると認められること又は男女共同参画に必要と認められることがあるときは、その旨を知事に申し出ることができる。この場合において、<u>県民又は事業者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u>（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者（以下「DV被害者」という。）であるときなど氏名、住所等を明らかにし難い場合には、その理由を付し、氏名、住所等を明らかにしないで申し出ることができるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(知事への申出)</p> <p>第18条 県民又は事業者は、男女共同参画を阻害すると認められること又は男女共同参画に必要と認められることがあるときは、その旨を知事に申し出ることができる。この場合において、<u>県民又は事業者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u>（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者（以下「DV被害者」という。）であるときなど氏名、住所等を明らかにし難い場合には、その理由を付し、氏名、住所等を明らかにしないで申し出ることができるものとする。</p> <p>2 略</p>

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u>（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア <u>当該暴力の相手に対し配偶者暴力防止法第10</u></p>	<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u>（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第10条各項の規定による命令を受けている者から暴力を受けた被害者（配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者をいう。）、<u>配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護を受けている者（一時保護を受けた者を含む。）及び配偶者からの暴力を理由に婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。）又は母子生活支援施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設をいう。）に入所している者（当該施設に入所していた者を含む。）</u></p>

<p><u>条第1項から第4項まで（配偶者暴力防止法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による命令が発せられている者</u></p> <p>イ <u>配偶者暴力防止法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護を受け、又は受けていた者</u></p> <p>ウ <u>当該暴力を理由に婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。）又は母子生活支援施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設をいう。）に入所し、又は入所していた者</u></p> <p>(12)・(13) 略</p>	<p>(12)・(13) 略</p>
--	--------------------

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第67号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)・(1の2) 略</p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>(11の2) 介護保険法第69条の2第1項又は第69条の7第2項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施 1件につき<u>14,800円</u></p> <p><u>(11の3)</u> 介護保険法第69条の8第2項本文の規定に基づく介護支援専門員に対する更新研修の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 実務未経験者に対する更新研修 1件につき<u>14,800円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(12)～(13の2) 略</p> <p>(14) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号に規定する介護員の養成に関する研修を修了した旨の証明書の<u>交付又は再交付</u> 1件につき<u>650円</u></p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)・(1の2) 略</p> <p><u>(1の3)</u> 略</p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> <u>旅券法施行令第4条第1項の規定により処理することとされている旅券法第10条第1項ただし書の規定に基づく一般旅券の記載事項の訂正 1件につき200円</u></p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>(11の2) 介護保険法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施 1件につき<u>12,800円</u></p> <p><u>(11の3)</u> <u>介護保険法第69条の7第2項の規定に基づく介護支援専門員に対する再研修の実施 1件につき12,800円</u></p> <p><u>(11の4)</u> <u>介護保険法第69条の8第2項本文の規定に基づく介護支援専門員に対する更新研修の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>ア 実務未経験者に対する更新研修 1件につき<u>12,800円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(12)～(13の2) 略</p> <p>(14) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号に規定する介護員の養成に関する研修を修了した旨の証明書（以下この号において「<u>研修修了証明書</u>」という。）の<u>交付又は交付の証明</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定</p>

<p>(15)～(62の2) 略</p> <p>(62の3) <u>薬事法施行令第5条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可証の書換え交付</u> 1件につき2,000円</p> <p>(62の4) <u>薬事法施行令第6条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可証の再交付</u> 1件につき2,900円</p> <p>(63) <u>薬事法施行令第12条第1項(同令第55条において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく医薬品等の製造業又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付 1件につき2,000円</p> <p>(64) <u>薬事法施行令第13条第1項(同令第55条において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく医薬品等の製造業又は医療機器の修理業の許可証の再交付 1件につき2,900円</p> <p>(65)～(206) 略</p> <p>(207) <u>酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)第86条の6第1項の規定により財務大臣が定める酒類における有機等の表示基準(次号において「酒類における有機等の表示基準」という。)</u>を満たしている旨の証明 1件につき26,000円</p> <p>(208) <u>酒類における有機等の表示基準を満たしている旨の証明に係る再調査</u> 1件につき16,000円</p> <p>(209)～(328) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>介護保険法第69条の33第1項の規定により知事の指定する者に介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行わせる場合における前項第11号の2及び第11号の3の手数料</u> 介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行う者</p> <p>(5)～(17) 略</p>	<p>める額</p> <p><u>ア 研修修了証明書の交付</u> 1件につき650円</p> <p><u>イ 研修修了証明書を交付したことを証する書類の交付</u> 1件につき420円</p> <p>(15)～(62の2) 略</p> <p>(63) <u>薬事法施行令第12条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可証の書換え交付</u> 1件につき2,000円</p> <p>(64) <u>薬事法施行令第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可証の再交付</u> 1件につき2,900円</p> <p>(65)～(206) 略</p> <p>(207) <u>酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)第86条の6第1項の規定に基づく酒類における有機等の表示基準(次号において「酒類における有機等の表示基準」という。)</u>を満たしている旨の証明 1件につき24,000円</p> <p>(208) <u>県が定める証明業務規程の規定に基づく酒類における有機等の表示基準に係る調査及び再調査</u> 1件につき14,000円</p> <p>(209)～(328) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>介護保険法第69条の33第1項の規定により知事の指定する者に介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行わせる場合における前項第11号の2及び同項第11号の4の手数料</u> 介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行う者</p> <p>(5)～(17) 略</p>
--	--

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項中第5号を削り、第1号の3から第4号までを1号ずつ繰り下げる改正規定は、旅券法の一部を改正する法律(平成25年法律第69号)の施行の日から施

行する。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第68号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>第6条 略</p> <p>2 埋立事業を行う区域の名称及び埋立造成面積は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区域の名称</th> <th style="text-align: center;">埋立造成面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">境港外港竹内地区</td> <td style="text-align: center;">113ヘクタール</td> </tr> </tbody> </table>	区域の名称	埋立造成面積	略		境港外港竹内地区	113ヘクタール	<p>第6条 略</p> <p>2 埋立事業を行う区域の名称及び埋立造成面積は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区域の名称</th> <th style="text-align: center;">埋立造成面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">境港外港竹内地区</td> <td style="text-align: center;">113ヘクタール</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">米子崎津地区</td> <td style="text-align: center;">25ヘクタール</td> </tr> </tbody> </table>	区域の名称	埋立造成面積	略		境港外港竹内地区	113ヘクタール	米子崎津地区	25ヘクタール
区域の名称	埋立造成面積														
略															
境港外港竹内地区	113ヘクタール														
区域の名称	埋立造成面積														
略															
境港外港竹内地区	113ヘクタール														
米子崎津地区	25ヘクタール														

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。